

改正労働者派遣法案の今後の見通し

3月19日 閣議決定を経て、国会へ法案提出決まる
3月29日 参議院へ法案提出

4月2日 参議院への法案提出を撤回

4月6日 衆議院へ法案出し直し

4月16日 衆議院本会議で趣旨説明(厚生労働委員会へ付託)

(見通し)

可決成立の場合

4月下旬
衆院厚労委で審議開始
5月下旬
衆院で可決・成立
(参議院へ送付)
5月下旬
参院で審議開始
6月中旬
参院で可決・成立
7月
労働者派遣法公布

継続審議の場合

4月下旬
衆院厚労委の
審議始まらず
5月中旬
衆院で審議開始
6月中旬
継続審議を念頭に、
可決・成立するも
参院へ送付せず
6月16日 国会会期末

廃案の場合

4月下旬
衆院厚労委で審議開始
5月下旬
衆院で可決・成立
(参議院へ送付)
6月上旬
鳩山政権退陣
6月中旬
参院で審議
(※審議未了で廃案)

7月の参議院選挙、投開票

野党の今後の攻撃材料となる可能性が高く、審議にも影響を及ぼすため理由を記す。主な理由は2点。

ひとつは、会期内成立を念頭に「参院先議」の「裏技」を進めたが、「重要広範議案を参院先議にした例は過去にない」とする野党の正論を押し切る事ができなかったことだ。

このため、一度参院に提出した法案を引き上げて、衆院に出し直すという43年ぶりのお粗末な対応を余儀なくされた。

もうひとつは、労働政策審議会(諏訪康雄会長)から、初めて所管の厚労相に対して抗議文(関連記事は18ページ)が送られたことだ。

これは、労政審の答申と要綱に反して、連立を構成する社民との与党内融和を優先。「事前面接解禁の削除」をのんで法案化したことによるものだ。

長妻厚労相としては、「労政審の尊重」を第一義に置き、おやけの場で繰り返し発言してきただけに、閣内におけるパワーバランスでは決定力を持たないことが露呈された格好だ。

審議の焦点は法案の本質的な矛盾

前述した異例の事態が続いたゆえに、審議の焦点は法案の本質的な矛盾点と、政治日程の与野党攻防に絞られてきた。

野党各党の厚生労働委員会委員によると、「規制ありきで拙速にまとめた与野案は、実態に反した項目が目立ち、法制的に項目ごとの矛盾がある」と指摘する。

「雇用問題に直結する労働法制だけに、労政審では実施しなかった派遣元や派遣スタッフらの参考人出席も必要ではないか」と、十分な審議時間の確保を求める構えだ。

実際に、労働法制に詳しい専門家を党本部に招いて、法案の矛盾点の分析や、政府案が施行された後に想定される「マイナスの余波」などを分析しているという。

可決成立か、継続審議か、それとも廃案か

同法案に限らず、「政局」に入りつつある国会の現状から、

審議の見通しはどう転んでもおかしくない状況になっている。

年明けの国会開会前は、「会期内に成立を期す」と自信をみせていた長妻厚労相だが、法案を衆院に出し直した直後の4月6日の記者会見では、「参院選もあり、延長というのは基本的には難しいと思うので、その範囲の中で対応できればありがたい。何かスケジュールで不可能というわけではない」と言い回しが微妙にトーンダウンした。

国会には、明文化された決まりと慣習的なルールがあり、それに照らした場合、三つの展開(別添)が想定される。

また、「新党結成が相次ぐ中で、野党の『融解』で与党がピンチを脱する」(自民ベテラン衆議員秘書)との見方もある。

続けて、「政治はあらゆる業界や国民感情という『風』を見ながら、したたかに動くもの」であることから、人材ビジネス業界は法改正を見込んだ新たなビジネスモデルの展開と、信頼向上の具体的な動きを社会に発信するなど、「自助努力を進める必要がある」としている。

趣旨説明の要旨

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。(10年4月16日)